

京都市街路樹サポーター制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒートアイランド対策にも資する都市緑化を促進するため、街路樹サポーター（以下「サポーター」という。）が行う、街路樹、植樹帯及びその周辺部分の美化及び緑化を支援し、もって街路樹愛護思想の高揚を図り、観光都市にふさわしい「美しい緑」を守り育て増やすことを目的とする。

(街路樹の定義)

第2条 この要綱における「街路樹」とは、道路法、道路構造令に規定されている道路の附属物であり、街路樹、植樹帯及びその周辺部分における活動に関しては、全て道路法、道路構造令のほか、関係する諸規程に基づき施行、管理、処分されるものをいう。

(街路樹サポーター)

第3条 サポーターは、第1条の目的を達成するため、京都市が管理する街路樹を対象として結成される団体等をいう。

(サポーターの構成)

第4条 サポーターは、活動対象となる街路樹周辺の地域住民や企業、自治会等をもって、少なくとも2名以上で構成するものとする。

(サポーターの活動区域)

第5条 サポーターの活動区域は、京都市が管理する街路樹が植栽されている区間（中央分離帯を除く）とする。

(サポーターの活動内容)

第6条 サポーターは、第1条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。ただし、活動を行うに当たり、十分に安全の確保を図るとともに、通行の障害を生じることのないよう注意するものとする。

- (1) 活動対象となる街路樹、植樹帯及びその周辺部分の落ち葉清掃や除草作業等の美化
- (2) 活動対象となる植樹帯における草花の植栽・管理（以下「緑化活動」という。）
- (3) 活動対象となる街路樹、植樹帯及びその周辺部分の落ち葉の回収及び京都市への提供
- (4) 街路樹の病虫害や水不足等に関する点検や京都市への情報提供
- (5) その他サポーターの目的達成のために必要な活動

(サポーターへの支援)

第7条 京都市は、次のとおりサポーターの活動を支援するものとする。

- (1) 街路樹、植樹帯及びその周辺部分の美化及び緑化活動のためのほうきやちりとり等用具類の提供
- (2) ボランティア袋の支給、回収
- (3) ボランティア保険への加入
- (4) その他

(サポーター結成の届出)

第8条 サポーターを結成しようとする団体等の代表者は、街路樹サポーター結成届（第1号様式）、街路樹サポーター名簿（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(サポーターの名称)

第9条 サポーターの名称は、各サポーターが決定する。ただし、ほかのサポーターと同一である場合、その他京都市が不適当と認めた場合は、変更しなければならない。

(サポーターの認定)

第10条 市長は、第8条の届出の内容を審査し、第4条に適合し、かつ、第6条の活動が可能と認められる場合は、これを認定し、その旨を街路樹サポーター認定書（第3号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認める団体等については認定しないことがある。

(サポーターの役員)

第11条 サポーターには、会長その他必要な役員を置くものとする。

2 会長は、サポーターを統括するとともにサポーターを代表するものとする。

(サポーターの届出事項)

第12条 サポーターは、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。

(1) 会長を変更するとき（街路樹サポーター会長変更届 第4号様式）

(2) サポーターを解散するとき（街路樹サポーター解散届 第5号様式）

(3) その他、活動区域や活動内容等を変更するとき（街路樹サポーター変更届 第6号様式）

(協議事項等)

第13条 サポーターは、活動区域において緑化活動及びプレートの設置等を行う場合は、事前に京都市と協議するものとする。

なお、活動区域の管理上等の理由により、京都市から植栽等の撤去を求められたときは、速やかに撤去しなければならない。

(緑化活動及び市民花壇)

第14条 第10条による認定後に原則として1年以上の活動実績があるサポーターが、緑化活動を行うことができる。

2 草花等の植付けを行う場合は緑化活動計画書（第7号様式）を提出するものとする。

3 植付けができる緑化植物は一年生の草花で、草丈が70cm以下とし、植樹帯内で管理することとする。

4 第1項の緑化活動の実績がある一定規模以上の植樹帯において、植物の植付け等花壇の整備、維持管理を実施するものを市民花壇と位置付けることができる。

5 市民花壇を設置する場合は、市民花壇活動計画書（第8号様式）により整備計画及び維持管理計画を市長に提出するものとする。

6 市長は、前項の計画書の内容を審査し適当と認めたときは、これを認定し、その旨を市民花壇認定書（第9号様式）により通知するものとする。

7 市民花壇に植栽する植物は、第3項に限らず、街路樹の生育や交通の支障とならないものとする

8 市民花壇の維持管理が継続困難となった場合、また活動区域の管理上等の理由により京都市から植栽等の撤去を求められたときは、届出者の費用により植栽した植物を撤去し、現状復旧する。

(報告書等の提出)

第15条 サポーターは、毎年2月末までに、当該年度の街路樹サポーター活動実績報告書(第10号様式)を市長に提出するものとする。

(サポーターの認定の取消し)

第16条 サポーターの活動が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はサポーターの認定を取り消すとともに、その旨を街路樹サポーター認定取消通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(1) 活動が長期にわたり停止したとき

(2) 本要綱その他関係法令等の規定に違反したとき

(3) 本市の指導に従わない場合

(4) その他サポーターの活動を十分に行えない等、サポーターとして適当でないと市長が認めたとき

(その他)

第17条 要綱が改正された際は、サポーターは新要綱に従わなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項については、その都度、所管局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年11月11日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 2年 2月13日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 5年 2月 1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 5年 5月 8日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 6年 1月12日から施行する。